

関東運輸局管内造船所数

(令和7年4月1日現在)

| 造船法 | | 小型船造船業法 | 造船所数合計 |
|------|------|---------|--------|
| 許可 | 届出 | 登録 | |
| 造船所数 | 造船所数 | 造船所数 | |
| 13 | 18 | 36 | 67 |

(注)

1. 国土交通省資料による
2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船(500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。)及び木船を製造、修繕することができる造船所
4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数